

長泉町がん対策推進条例（仮称）骨子案

令和2年1月

長泉町

ちようとういしが
いらほい
signature

1 条例制定に至った経緯

がんは、昭和 56 年より日本における死因の第 1 位であり、国民の生命と健康にとって重大な問題とされている現状から、平成 19 年 4 月にがん対策基本法が施行され、第 1 期がん対策推基本計画の策定をもって、がん対策の一層の充実が図られてきました。質の高いがん医療の全国的な普及として「がん診療連携拠点病院」が整備され、死亡率の低下や 5 年相対生存率が向上する等の一定の成果が見られましたが、新たな課題として A Y A 世代のがん対策やがん患者の就労等が指摘され、平成 28 年に法の一部が改正され、平成 30 年に第 3 期がん対策推進基本計画が策定されました。

国と同様に、当町の現状においても、平成に入り死因の第 1 位だった脳血管疾患での死亡を抜いて悪性新生物の死亡が死因の 1 位となっています。

平成 12 年からの統計では全死亡の約 3 割が悪性新生物での死亡となっています。

また、当町の人口構成から見た特徴においても、町民の約 7 割が働く世代で占められており、中でも 40 歳から 60 歳の働き盛りとされる世代では死亡の約 5 割を悪性新生物が占めています。

近年のがん治療の進歩に伴い、5 年相対生存率も上がっている現状からみると、がんの罹患に伴う治療と就労の両立、経済的な問題、家事や子育て等の生活上の問題、在宅療養等、働く世代の町民が様々な問題を抱えることが予想されます。

このような中で、町内には、がん診療連携拠点病院の指定を受けた静岡県立がんセンターがあることから、がん対策を推進していく上で社会資源に恵まれた状況といえます。

このような当町の特徴を捉え、町民が、がんに関する正しい知識を持ち、がんに関する理解を深めていただくとともに、もしがんに罹患した場合でも、がん患者や家族に対する闘病支援、また、治療と就労の両立や離職者の社会復帰に向けた支援を行う等、がん対策のより一層の強化を図り、もって町民が安心して生活できることを目的に、「(仮称) 長泉町がん対策推進条例」を制定するものです。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、がんが町民の疾病による死因の最大の原因となっている現状に鑑み、がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)の基本理念を踏まえ、長泉町のがん対策について、基本理念を定め、町の責務並びに保健医療福祉関係者、事業者の役割等を明らかにするとともに、町が実施するがん対策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的にがん対策を推進し、もって町民の健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(2) 定義

用語について、必要な事項を定めるものとする。

(3) 町の責務

町は、基本理念にのっとり、国、県、保健医療福祉関係者、事業者及び教育関係者との協力体制を築き、がん対策に取り組まなければならない。

(4) 町民の役割

町民は、基本理念にのっとり、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の習得、定期的ながん検診の受診等により早期発見及び早期受診に努める。

(5) 保健医療福祉関係者の役割

保健医療福祉関係者は、町が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、がんに対する予防及び早期発見に資する環境並びに良質かつ適切ながん医療又は福祉サービス及びがんに関する情報の提供に努めるものとする。

(6) 事業者の役割

事業者は、町が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員又はその家族のがんに対する予防及び早期発見に資する環境の整備並びに従業員又はその家族ががん罹患した場合においては、従業員が働きながら治療を受け、療養し、看護することができるよう、また、自己又はその家族ががん罹患したことにより離職した者が再就職することができるよう、就労環境の整備に努めるものとする。

(7) 情報の提供

町は、国、県及び保健医療福祉関係者と連携を図り、がん対策に関する情報を提供に努めるものとする。

(8) がん教育

町は、児童及び生徒を含む町民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がんに関する理解を深めるための教育を推進するものとする。

(9) がんの予防及び早期発見の推進

町は、国、県及び保健医療福祉関係者と連携し、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識を普及し、並びにがんの予防に対する理解及び関心を深めるための啓発を実施するものとする。

- ・前項に規定する施策は、性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防策に応じ、効果的に実施するものとする。
- ・町は、受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及を図るとともに、受動喫煙の防止に必要な施策を実施するものとする。
- ・町は、第1項及び前項に規定するもののほか、がんの予防のために必要な施策を実施するものとする。

(10) 在宅医療の充実

町は、県及び保健医療福祉関係者と連携し、がん患者等の意向を踏まえた上でがん患者が住み慣れた家庭又は地域において療養できるよう、在宅医療体制の整備に努めるものとする。

(11) がん患者及びその家族等への支援

町は、県及び保健医療福祉関係者と連携し、がん患者の療養生活の質の維持向上と患者を支える家族の精神的な苦痛、社会生活上の不安の軽減を図る。

(12) 協議会

町における総合的ながん対策の推進の実施状況についての進捗管理及び評価については、長泉町健康づくり推進協議会で審議することとする。

(13) 財政上の措置

町は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。